

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : コーセン建設株式会社

業者の住所 : 大阪府大阪市東住吉区東田辺 1-15-8

2 指名停止の期間 : 令和 4 年 10 月 27 日～令和 5 年 1 月 4 日 (10 週間)

3 指名停止の措置対象地区 : 近畿地区

4 事実概要

当該業者は、令和 4 年 8 月 8 日付けで建設業許可部局 (大阪府) より、以下の監督処分を受けた。

①17 日間の営業停止処分

大阪市内の民間発注工事において、建設業法第 22 条第 1 項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して下請業者に請け負わせたことや、建設業法第 24 条の 8 第 1 項の規定に違反し、虚偽の施工体制台帳を作成したことなどによる。

②指示処分

大阪市内の 2 つの民間発注工事において、建設業法第 26 条第 3 項の規定に違反し、専任要件を満たさない監理技術者を工事現場に配置したことによる。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 15 年 10 月機構規程第 83 号) 別表第 2 第 13 号 (下記参照) に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為) 13 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)